

# 地方財政審議会付議（説明）案件

令和2年8月28日（金）

（案件名）

- ・ 令和2年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課  
課長補佐 西村 高則  
（内23511）

# 令和2年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

## 1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和2年度8月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

## 2 対象団体 全都道府県

## 3 譲与額

**3,428億円**（5月～7月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額）

・前年度8月期比 皆増

（参考）地方法人特別譲与税 前年度8月期比 ▲563億円（▲14.1%）

## 4 譲与日

令和2年8月31日（月）

## 5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
（参考）令和元年度譲与実績 （地方特別法人事業税）	20,427億円
令和2年度地財計画	20,109億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号  
令和 2 年 8 月 日

各 都 道 府 県 知 事 あて

総 務 大 臣  
( 公 印 省 略 )

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 2 年 8 月 3 1 日に別添の金額のとおり譲与します。

別添

## 令和2年度8月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	15,964,804
青森	3,880,942
岩手	3,795,890
宮城	6,923,465
秋田	3,035,062
山形	3,334,000
福島	5,677,959
茨城	8,653,151
栃木	5,856,588
群馬	5,853,206
埼玉	21,556,030
千葉県	18,459,416
東京都	5,867,613
神奈川県	27,072,731
新潟	6,835,553
富山	3,163,241
石川	3,423,342
福井	2,333,848
山梨	2,476,803
長野	6,226,060
岐阜	6,027,600
静岡県	10,976,881
愛知県	22,198,551
三重	5,386,727
滋賀	4,191,387
京都	7,743,560
大阪	26,222,110
兵庫県	16,418,875
奈良	4,047,216
和歌山	2,858,438
鳥取	1,701,101
島根	2,059,781
岡山	5,700,166
広島	8,436,640
山口	4,167,100
徳島	2,241,867
香川	2,896,064
愛媛	4,109,352
高知	2,160,416
福岡	15,133,665
佐賀	2,470,579
長崎	4,085,398
熊本	5,298,638
大分	3,459,918
宮崎	3,275,198
鹿児島	4,889,284
沖縄	4,252,645
合計	342,798,861

(参考) 令和2年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：1兆3,011億円

8月期譲与額（譲与制限後）：59億円

8月期譲与制限額：306億円

※ 譲与制限がない場合の8月期譲与額 306+59=365億円

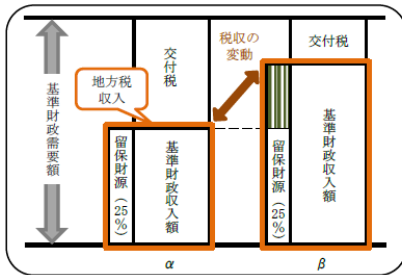
特別法人事業譲与税の譲与制限について

財源超過団体に対して次のとおり譲与制限を行う。

(※) ここでの財源超過額は、譲与制限前のもの。

- ① 当初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
- ② 財源超過額が小さい場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

<交付団体における財源の動き(イメージ)>



<特別法人事業譲与税における譲与制限のイメージ>

